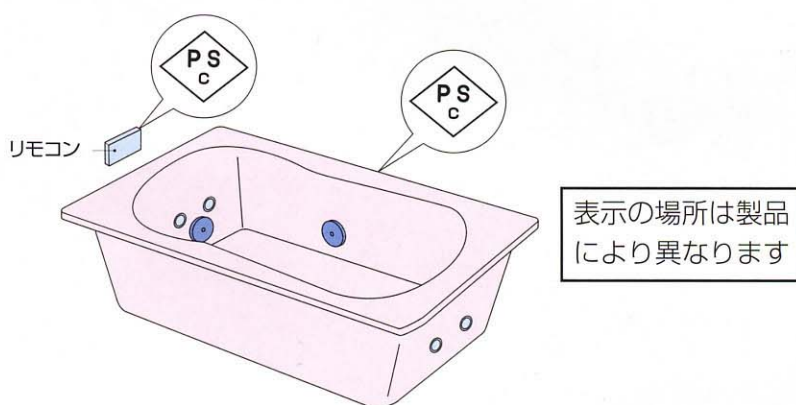


ジェット噴流バス協議会からのお知らせ

平成15年5月16日付け官報で、ジェット噴流バスを「消費生活用製品安全法」の「特定製品及び特別特定製品」に指定する改正公示がありました。(品目名：浴槽用温水循環器)

平成15年8月1日以降に製造されるものには、下図のような表示マークがつきます。

なお表示マークがないものは、販売猶予期間3ヶ月を経過した平成15年11月1日以降、販売ができなくなります。



「特別特定製品」とは？

消費生活用製品安全法で政令指定された製品で、製造事業者（又は輸入事業者）が、経済産業省が認定した「認定検査機関」で法令で決められた適合性検査を実施し、検査に合格したもののみが、マークを表示して製造及び販売ができる製品です。

(検査を受けていなかったり、表示なしで製造及び販売をすると、罰則が適用されます。)

既設品について

すでに設置してご使用いただいているものについては、今回改正される法令の対象にはなりません。そのままご使用ください。

但し、本チラシの右面の交換対象品については、速やかに吸込口カバーの交換をおこなってください。

安全のため、次のような入浴は絶対におやめください！

吸込口カバーやフィルターを外したままで運転することは、絶対におやめください！



吸込口を絶対にふさがらないでください！



運転中に浴槽内のお湯に潜ることは絶対におやめください！



お子様だけで入浴中の運転はおやめください！



① 下記の方はジェット噴流をご使用にならないでください。

●妊産婦 ●心臓疾患のある方 ●高血圧の方 ●泥酔者 ●睡眠薬を服用されている方 ●体力の弱っている方
また、持病のある方は医師にご相談ください。 ※身体に異常をおこすことがあります。

② ジェット噴流をご使用の際は10～15分程度にとどめておいてください。

※長時間ご使用になりますと、心臓に負担をかけるおそれがあります。

③ 自分で修理・分解・改造しないでください。

※感電や火災、漏水の原因となります。

●その他の注意事項については、取扱説明書をよくご確認の上、ご使用ください。